

令和7年3月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和7年3月24日(月)13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己 教育長
宮内 慎也 委員
宮川 大輝 委員
西川 紀栄 委員
佐藤 知佐子 委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

平川 博巳 学校教育課長
佐々木 豊仁 生涯学習課長
宇仁 猛 学校教育課参事
鳥澤 早斗子 生涯学習課 図書係長
坂部 琢 生涯学習課 社会教育係長
澤地 彩 学校教育課 課長補佐兼こども育成係長
齋藤 祐樹 学校教育課 学校教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

稲葉 奈央 学校教育課 主事

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 宮内 慎也 委員を選出。

3 2月定例会会議録承認

事務局より報告、承認。

4 教育長報告事項

3事業報告及び4月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

教育長

沼津市教委女性職員逮捕（2月25日付 静岡新聞）

・静岡市の商業施設で3万5千円相当の枕など2点を盗んだという記事です。46歳の女性です。

「わたもこ135」4月開所 児童発達支援と放課後デイサービス（2月26日付 伊豆新聞）

・下田市で2022年11月に開所した「わたもこ」の賀茂地区4番目の施設として準備しているとのこと。児童発達支援を目的として、下田、松崎などにも開所してきました。未就学児を対象にした福祉サービスで本人の能力を伸ばすことを目指し、放課後デイサービスは、小学生から高校生の支援、また居場所として過ごすことができる施設です。保育士などの資格を持った方々の4人体制です。

図書館移転に前向き 下田市総合教育会議（2月28日付 伊豆新聞）

・市立図書館の話題や下田市学校教育の基本方針について協議し、意見を交わしたという記事が掲載されています。

沼津市の部活動地域移行（2月28日付 静岡新聞）

・沼津市では、25年度から、部活動地域移行に向けて、地域クラブの創設や運営を支援する組織を設立し、休日は28年度、平日は31年度までに移行する方針を議会で答弁したということです。

未来へ一歩踏み出す 下田開港170周年記念事業フィナーレ（3月3日付 伊豆新聞）

・「子ども未来発表会」と「第26回下田国際友好コンサート」の記事です。小中学生の発表が素晴らしく、会場の皆さんも微笑ましく聞いてくださっている様子が伝わりました。

下田市議会一般質問（3月3日付 伊豆新聞）

・体育館空調設備、バーチャルスクール、不登校児童生徒の実態、児童生徒のボランティア、休日保育、学校図書館の現状、敷根公園の活用などについて質問がありましたが、詳細は後ほど両課長から報告されます。

重岡建治さん死去（3月3日付 静岡新聞）

・伊東市在住の彫刻家、重岡さんが89歳でご逝去されました。下田中学校敷地内、中庭にある銅像等、彫刻作品があります。

ジビエ料理コンテスト農林水産大臣賞受賞（3月4日付 伊豆新聞）

・下田高校1、2年生が受賞したものです。農林水産省の「鳥獣利活用推進支援事業」の一環で行われたコンテストです。他の2年生も同時に大日本猟友会会長賞を受賞しています。

カスハラ（カスタマーハラスメント）対応基本方針（3月4日付 静岡新聞）

・沼津市が市議会で報告したのですが、安定的な市民サービスの提供と職員を守るという観点から基本方針を策定したということです。

総合型クラブに認証制度（3月5日付 静岡新聞）

・部活動地域移行を受けて日本スポーツ協会が取り組んだもので、特に、指導者の質の担保は、これからの地域移行に向けての大きな課題となっていて、「安心して子どもたちを預けられるように」ということで対応したものです。クラブの信頼性を高めることが目的で、指導者の質、財政面、安全面などを審査していくようです。4年ごとの更新ということです。

ウニの進化 人間に近い（3月6日付 伊豆新聞）

・「水産・海洋学講座」の第1回目がこのテーマで行われました。18日に4回目の最終回が実施されました。4回目は、「伊豆地域の海藻群落回復のための研究について」というテーマです。中学生など若い世代の参加があるとよいのですが。

小学校給食無償化（3月6日付 静岡新聞）

・26年度からの小学校給食費と高校授業料の無償化について5月中旬をめどに制度設計の方向性をまとめるということです。

県東部の県立高 成績一覧漏洩（3月6日付 静岡新聞）

・1クラス分の成績一覧表が漏洩したもので、生徒との連絡に使うシステムに投稿してしまったということです。成績の合計や順位、欠席理由を含む出席状況などが書かれていました。

未成年のゲーム課金高額化 小学生10万円超（3月6日付 静岡新聞）

・インターネットゲームの相談が多く、小学生で平均10万円、高校生で20万円を超えたそうです。全国の消費生活センターなどに寄せられた未成年の契約に関する調査結果の報告です。

南伊豆町職員 情報漏洩（3月7日付 伊豆新聞・静岡新聞）

・停職1か月懲戒処分。飲食店で税金滞納者の話をしたということです。

「チーム担任制」実施（3月7日付 静岡新聞）

・駿東郡清水町立清水小学校で学級担任をチームで担当するというものです。18学級ある中で、3年から6年までの各学年を3学級にし、4人で担当するようです。教科担任制も取り入れながら、給食や清掃なども4人で交代で受け持つというものです。1年間の研究で検証するとのこと。複数の目で見ると、問題や課題の早期発見、多面的な子どもへの理解、相談できる教員の増加などの効果が期待できるということです。

す。安心できる居心地のよい学校を目指すとしています。

「学校統合 着実に推進」東伊豆町（3月7日付 伊豆新聞・静岡新聞）

・幼小中高の一体的な整備を進めるもの。幼小中高の一貫性のある教育を熱川中の同一敷地内で行う方針で進めるとしています。

大地さん（大賀茂）土屋さん（須原）自衛隊へ（3月8日付 伊豆新聞）

・南伊豆分校の大地さんと稲取高校の土屋さんが、自衛隊への入隊が決まり、市長を表敬訪問しました。

「下田保育所」こども園に統合（3月11日付 静岡新聞）

・保育所が津波浸水域に立地していることが心配。安全確保という観点から、一日も早い移転を考えたいというものです。一保護者からの「津波が来たら逃げられない、場所そのものに反対の声がある」などといった声を受け止めています。

歌やダンス、贈り物交換（3月14日付 伊豆新聞）

・下田保育所で12日、卒園する園児14人のお別れ会を開いたとのこと。園児54人が参加したようです。

2中学校に「依田佐二平文化賞」（3月14日付 伊豆新聞）

・模範的な活動や善行があった賀茂地区内の児童、生徒、クラブなどの団体、学校に贈られる賞で、今回は、松崎中学校美化委員会（学校花壇コンクールで農林水産大臣賞受賞）と河津中学校（地域貢献活動）に贈られました。

オンラインカジノ利用経験337万人（3月14日付 静岡新聞）

・若い人にとってはゲームの延長になっているとのこと。7千人のうち違法性を認識していなかったのは3044人。利用者の相談が一気に増えたのは、新型コロナウイルスで外出が制限されたときから。20歳代が顕著に多い。先ほどのゲームへの課金と併せて今後が心配されます。

バーチャルスクール 利用定員拡大へ（3月16日付 静岡新聞）

・議会でも一般質問で取り上げられました、県教委主催のバーチャルスクールの来年度の対応です。1月6日から14日まで試行期間がありましたが、1日平均利用者は約50人だったそうです。試行期間は当初150人を想定していましたが、350人の応募があり、最終的に2.4倍の358人を受け入れたということです。来年度は新たに150人を見込み、500人規模の想定で本運用の準備を進めるとのことです。下田市の試行期間中の利用はありませんでしたが、来年度は試行期間の検証を受けて対応したいと考えています。

新聞記事はそこまでです。

長泉北中学校正門前で交通事故がありました。卒業式前の中学3年生が重傷ということです。

伊豆中学校が新しく開校します。修善寺、中伊豆、天城の3つの中学校が統合されます。下田の4中学校が統合した時の資料を参考にしたということで、お礼の言葉をいただきました。

常葉菊川高校が初戦敗退しましたが、下田中出身の小川くんが大活躍しました。まだ1年生ですので、これから夏や来年の大会が楽しみになりそうです。

総合教育会議の日に意見を求めた高校生の通学費補助についてですが、下田市議会で主旨採択となりました。意図はよく分かるけれども、今後市の方でよく検討していく必要があるという立ち位置の採択となりました。また色々ご意見を伺えればと思います。

教育長 教育長報告事項は以上です。質疑等ございますか。

教育長 では、質疑がないようですので、以上で教育長報告事項を承認とさせていただきます。それでは、議事に移ります。

5 議事

(1) 議第9号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 (1) 議第9号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 議第9号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動について説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

下田市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第3号の規定により、別紙として、お配りした内示書のとおり教育委員会の承認を求めるとでございます。

令和7年4月1日付けの人事異動内示が3月21日に発令され、教育委員会事務局職員の異動については、学校教育課では、学校教育課長補佐(兼)子ども育成係長が会計管理者(兼)出納室長へ、学校教育係長、主事1名が転出し、新たに課長補佐(兼)子ども育成係長、学校教育係長、主事1名が学校教育課に転入となります。

生涯学習課では、生涯学習課長が建設課長へ、主事1名が転出し、生涯学習課長、主事1名が転入となります。

再任用職員については、主幹保育教諭1名が継続となり、生涯学習課の課長補佐1名が退職となりますが、会計年度任用職員として、引き続き勤務していただきます。

保育所等の関係は、保育教諭1名が新規採用となりますが、保育教諭3名が退職と

なりました。

また、保育教諭1名が、下田保育所から認定こども園へ異動となります。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第9号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動についての説明を終わらせていただきます。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 では、質疑がないようですので、議第9号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動については、原案のとおり承認となりました。

(2) 議第10号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 (2) 議第10号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第10号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

議第10号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について
下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、児童手当法の改正及び教職員等の学校給食費改定に伴い、条文の整理を行うためでございます。

次の7ページから10ページまでが今回の改正に係る改め文、11ページから14ページまでが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、11ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

まず、第7条第2項中「(児童手当法附則第2条第1項の規定による給付を含む。以下同じ。)」を児童手当法の改正に伴い削除するもの。

第13条中「、第5条」を削る。

12ページをお開き願います。

別表1中「、第13条」を削り、同表小学校教職員等の項中「285円」を「307円」に、「51,300円」を「55,260円」に改め、同表中学校教職員等の項中「340円」を「368円」に、「61,200円」を「66,240円」に改めるもの。こちらにつきましては物価高騰に当たり、本年度開催されました下田市学校給食運営協議会にて協議された「小学校1食単価22円引き上げ」、「中学校1食単価28円引き上げ」の内容を受けたもので、児童生徒

分学校給食費については本年度同様令和7年度においても国の物価高騰対策臨時交付金により負担軽減を図るため、今回改正となるのは教職員等分のみとなるものです。

13ページ、別表2については年間納入額の改正に合わせて各期別の納入額を改めるもの、併せてその下の児童手当の支払期日については、令和7年度から児童手当の支給回数が増えるため、8月の項を追加し、納入額を割り振るもの。めくっていただき14ページ様式第4号については様式の中程の児童手当の支給回数の変更に伴う説明文の修正及び最下段に「その他」欄を設け支払方法について原則児童手当からの天引き、又は口座振替をお願いする文言に変更するものとなっております。

恐れ入りますが、10ページにお戻りください。

附則でございますが、「この規則は、令和7年4月1日から施行する。この規則による改正後の下田市学校給食費に関する規則の規定は、令和7年度以後の年度分の学校給食費について適用し、令和6年度分までの学校給食費については、なお従前の例による。」とするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第10号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり承認となりました。

(3) 議第11号 下田市スポーツコミッション設置要綱の制定について

教育長 (3) 議第11号 下田市スポーツコミッション設置要綱の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習係長 議第11号 下田市スポーツコミッション設置要綱の制定について説明させていただきます。

15ページをお開き願います。

議第11号 下田市スポーツコミッション設置要綱の制定について第1条から順を追って説明させていただきます。

第1条「この要綱は、スポーツによる地域の活性化を推進するための組織として、下田市スポーツコミッションを設置する。」となっております。

本条は、スポーツコミッション設置の趣旨を定めるものです。

第2条第1号から第4号までにつきましては、スポーツコミッションの所掌事務について定めるものです。

第3条につきましては、スポーツコミッションの組織について定めるもので、定員

及び委員の種別について定めるものです。

第4条につきましては、委員の任期につきまして定めるものになります。

第5条につきましては、スポーツコミッションの会長及び副会長並びにその役割について定めるものです。

第6条につきましては、有識者等をアドバイザーとして設置することができるよう定めるものでございます。

17ページをお開き願います。

第7条につきましては、スポーツコミッションの会議の開催について定めるものとなっております。

第8条につきましては、スポーツコミッションに作業部会を設置できるよう定めるものです。

第9条につきましては、スポーツコミッションが関係者等に対して資料の提出や説明その他の協力を求めることができるよう定めるものになります。

第10条につきましては、スポーツコミッションの事務局を生涯学習課におくことができるよう定めるものになります。

続きまして第11条。本条は、要綱に定められていない事項について委員長に委任できるように定めるものです。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教育長

では追加としての説明をよろしく申し上げます。

生涯学習係長

東京オリンピックパラリンピックの開催を受けまして、下田市がホストタウンとして登録され、ホストタウン推進協議会が一定の成果を残したという経緯がございます。

令和7年度以降の体制について、東京オリンピックパラリンピック以降、推進協議会の取組がホストタウン事業という枠組みを超えて、企画課の方で新しいまちづくり構想である「SURF CITY構想」の策定にまで発展したということを踏まえて、ホストタウン推進協議会を発展的に解消し、新たな体制を構築することといたしました。

その中で、生涯学習課としてサーフィンを始めとするマリンスポーツを中心に、スポーツによる地域活性化を図ることを目的として下田市スポーツコミッションを新たに設立することとなりました。

令和7年度以降ですが、企画課が設立する「サーフィンを活かしたまちづくり推進協議会」の取組のうち、スポーツ面でのサーフィンの振興については、スポーツコミッションが中心的役割を担います。

先ほど申しあげましたように構成メンバーが地域の方、学校関係者の方、地域おこし協力隊といった方々で構成されており、スポーツに関する取組の中で引き続き生涯学習課のスポーツコミッションと企画課の「SURF CITY構想」の両輪で進めていきたいと考えております。

教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

佐藤委員 サーフィンによるまちづくりによって子どもたちも部活だけではなく小学校の時からサーフィンに親しんでいます。
 サーフィン以外のマリンスポーツとは具体的にはどういったものを考えているのでしょうか？
 それともこれから考えていくのでしょうか？

生涯学習係長 まずはサーフィンを考えています。それ以外のスポーツに関してはマリンスポーツに限らずスポーツコミッションの取組の中で考えていければと思います。

教育長 他にはいかがでしょうか。

宮内委員 マリンスポーツを始め、道具にお金がかかりますが具体的に補助が出るのでしょうか？

生涯学習係長 サーフィンに関しては色々と道具の提供や支援の申し出など寄付があります。サーフィンに限らず色々なスポーツに対して直接的な補助はありませんが、それ以外の取組の中で色々な形の支援の在り方を考えていければと思います。

教育長 他にはいかがでしょうか。
 スポーツの地域活性化を図るスポーツコミッションということでこれまで色々やってきたことを踏まえ、これを機に企画課で行っているものと生涯学習課の方の両輪でやっていくということです。

教育長 他に質疑応答等ないようですので、 議第11号 下田市スポーツコミッション設置要綱の制定については、原案のとおり承認となりました。

(4) 議第12号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

教育長 (4) 議第12号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とします。
 事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第12号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

18ページをお願いします。

議第12号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、自家用車の公務使用に係る申請手続の簡略化を図るため、所要の改正を行うものです。

次の19ページから22ページまでが今回の改正に係る改め文、23ページから26ページまでが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、23ページからの新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

第2条第3号を第1条で同様の規定をしており、重複しているため削除するもの。

第4条第2号中「又、免許停止」を「又は免許停止」に改めるもの。

第5条第1項中「様式第1号」を「公務に使用する自家用車申請書（様式第1号）」に改め、同条第3項中「旨を」の次に「公務に使用する自家用車承諾書（様式第1号）により」を加え、「書面にて」を削るもの。

めくっていただき24ページ、第9条中「旅費条例」を「旅費条例」に改め、様式第1号を次のように改める。

25ページの様式をご覧ください。主な修正は様式中氏名の右側押印を省略するもの、その下「変更・更新欄」より「写し」を削除し、コピーの添付を省略するもの、下段所属長承認欄の日付を記入する欄を省略し、事務手続を簡素化するよう改めるものでございます。

お戻りいただき22ページ。附則でございますが、この告示は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 　　ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 　　それでは質疑なしということで、議第12号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案のとおり承認となりました。

(5) 議第13号 下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長 　　(5) 議第13号 下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 　　議第13号 下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明させていただきます。

27ページをお願いします。

議第13号 下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について

下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、対象者の属する世帯の収入額及び需要額の算定方法の変更に伴い様式を改正するとともに、所要の改正を行うためでございます。

めくっていただき、28ページから35ページまでが今回の改正に係る改め文、36ページから45ページまでが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、36ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

第1条中「要綱は、」の次に「下田市立小中学校（以下「市立小中学校」という。）に在籍する」を、「生徒又は」の次に「市立小中学校の」を加え、「学用品・通学用品購入費、学校給食費等就学に要する費用（以下「奨励費」という。）」を「下田市特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）」に、「援助する」を「交付する」に改めるもの。

第2条の見出し中「交付」を削り、同条第1項中「交付対象者」を「交付の対象者」に、「児童又は生徒が下田市立小学校又は下田市立中学校に在籍するものであって、施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒」を「市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒」に改め、同項に

「(1) 市立小中学校に在籍する施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒」

「(2) 市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒」

の各号を加えるもの。

第2条第2項第3号中「平成26年教育委員会告示第14号」を「平成26年下田市教育委員会告示第14号」に、「・生徒」を「又は生徒」に改めるもの。

37ページ、第3条全文を次のように改める。

「（奨励費の区分等）

第3条 奨励費の項目、内容及び交付額は、別表に掲げるとおりとする。

2 奨励費の限度額（修学旅行費を除く。）は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき定められる限度額に準じて、毎年度予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

とするもの。

第4条を飛ばして38ページをお願いします。改正前第6条は改正後第3条第2項で定めたため、第6条を削るもの。

第5条の見出し中（37ページの最下段）「支弁区分の」を「交付」に改め、同条第1項中「に規定する書類を審査して、収入額の算定及び需要額の測定を行い、支弁区分」を「の規定による申請があったときは、その内容を審査し、収入額及び需要額を算定

し、当該収入額及び需要額に応じて、第4条第1項に規定する支弁区分」に改め、同条第2項中「に規定する決定内容を」を「の規定により決定した内容について、下田市特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（様式第2号）により」に改め、同条を第6条とするもの。

戻っていただき37ページ。

第4条中「別記様式」を「様式第1号」に、「添付の上」を「添付し」に改め、「在籍する」の次に「市立小中学校の」を加え、「教育委員会」を「下田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

「（支弁区分）

第4条 奨励費の支弁区分は、次の各号に掲げる保護者の属する世帯の収入額及び需要額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の1.5倍未満の場合 支弁区分Ⅰ
- (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 支弁区分Ⅱ
- (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 支弁区分Ⅲ

2 前項に規定する収入額及び需要額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例によるものとする。」

とするもの。

38ページをお願いします。

第7条第1項中「第5条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「当該」の次に「通学費」を加える。

第8条中「奨励費の交付を受けている」を削るもの。

第9条全文を次のように改める。

「（返還）

第9条 教育委員会は、受給者が偽りその他不正の手段により奨励費の交付を受けたとき、又は奨励費の交付を受ける必要がなくなったときは、当該奨励費の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した額の全部又は一部を当該受給者に返還させることができる。」

とするもの。

別表を次のように改める。

39ページ別表をご覧ください。

表中の主な変更は、第3条関係参照条文の変更（6条から3条へ）、並びに参照条文においては交付対象者についての規定はございませんので、交付対象者の欄の削除。

学校給食費の欄については告示名称から「下田市」が抜けていたため追加、改正前要綱において除かれるべき経費として下田市学校給食費に関する規則第10条第1項1号及び第2号とありましたが第3号についても除かれるべき経費となっておりますので第10条全体を指定するように変更。以降の項目については表現方法の統一を目的とした字句の修正を行うものでございます。

別記様式を次のように改める。

43ページをお開きください。先ほど4条で改正したとおり、別記様式を様式第1号として44ページにある文部科学省から示された調書に改めるものです。主な変更点は左側世帯の収入状況から「総所得金額から10万円を控除する規定」の削除、所得控除欄に「雑損所得」「小規模企業共済等掛金控除」欄の追加、表中央斜線部分「世帯員の個別収入額記載欄」の削除、低減率欄の追加となっております。

続きまして、45ページをご覧ください。

様式第1号の次に次の様式を加える。

改正前要綱において決定を通知する旨の記載はあったものの通知書様式を規定していなかったため、様式第2号として本様式を加えるものです。

お戻りいただき35ページ。

附則でございますが、この告示は令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、本改正により本要綱を引用している下田市立小中学校通学費補助金要綱の一部を次のように改正する。

お配りした議第13号説明資料をご覧ください。

第4条第1項中「第3条」を「第6条」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

学校教育係長 今回の改正は文科省で定められた認定に係る様式が新しくなったので、それに合わせて順番を入れ替えたというものになります。

教育長 それでは質疑なしということで、議第13号 下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定については、原案のとおり承認となりました。

(6) 議第14号 下田市立小中学校グローバルCITYプロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長 (6) 議第14号 下田市立小中学校グローバルCITYプロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第14号 下田市立小中学校グローバルCITYプロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明させていただきます。

46ページをお開きください。

議第14号 下田市立小中学校グローバルCITYプロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

下田市立小中学校グローバルC I T Yプロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、下田市補助金等交付規則等との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次の47ページが今回の改正に係る改め文、めくっていただき48、49ページが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、48ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

まず第1条中「補助金を」を「下田市立小中学校グローバルC I T Yプロジェクト事業補助金（以下「補助金」という。）を」に改めるもの。

第2条中「この」を削り、「補助対象」を「交付の対象」に、「の推進及び」を「及び」に改めるもの。

第3条中「対象経費」の次に「(以下「補助対象経費」という。)」を加えるもの。

第4条及び第5条の全文それぞれ次のように改める。

「（交付申請）

第4条 学校は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請しなければならない。

2 規則第4条第2項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) グローバルC I T Yプロジェクト事業個別計画書

(2) 経費明細書

(実績報告)

第5条 学校は、グローバルC I T Yプロジェクト事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、規則第12条の規定により報告しなければならない。

2 規則第12条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) グローバルC I T Yプロジェクト事業個別報告書

(2) 補助対象経費を証明できる資料

(3) 事業の内容が分かる写真」

とするもの。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とするもの。

お戻りいただき47ページ。

附則でございますが、この告示は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

宮川議員 実際に小中学校でのグローバルC I T Yプロジェクトとはどのようなことをしているのでしょうか。

学校教育係長 グローバルC I T Yプロジェクト事業というのは小学校の体験プログラムですとか、英語力向上プロジェクト、英語で触れ合う活動などを対象としたグローバルC I T Yプロジェクトというものです。

基本的に、450万円のうち400万は小学校で、自然体験、下田の街をよくするという事で下田の自然、歴史にふれる事業を総合的な学習の時間の中で行う事業に対して市の補助金を出しています。

また、50万円を上智大学、玉川大学とのグローバル教育に係る事業を補助できるように補助金を使用しています。

グローバルとローカルを合わせた言葉でグローバルとしています。

教育長 令和4年の1月頃に市長がグローバルという言葉掲げて、これまでもどのようなことかという質問を受けていました。地域のことを知ろうということと、地域外のこと、グローバルなものと両方に取り組んでいこうということです。

うなぎもじり体験や色々な体験活動をさせていただいていますよね。それがローカル的な活動です。地域のことで地域外のこと両輪で取り組んでいこうということです。

教育長 他に質疑等ございますでしょうか。

佐藤委員 とてもいい取組でありがたいのですが、お金を貰っている以上必要ではありますが、各学校としては交付に関する提出書類を簡略化していただけるとありがたいです。書類の簡略化といった面についても検討してほしいです。

学校教育係長 今回の改正の主旨に関して、監査委員からグローバルC I T Yプロジェクト事業個別計画書の様式がまちまちであると指摘を受け、出納室からも経費明細書の様式がまちまちで学校によっては提出されていないと指摘がありました。

それを受けて計画書、報告書、収支明細書などの様式のひな形を配布しています。

要綱に記載されていないのは、今後改善する点があった場合に変更できるようにするためです。

教育長 監査に通る最低限の様式があれば本当はよいと考えています。

教育長 他に質疑応答等ないようですので、議第14号 下田市立小中学校グローバルC I T Yプロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、原案のとおり承認となりました。

(7) 議第15号 下田市英語検定受検推進補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長

(7)議第15号 下田市英語検定受検推進補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長

議第15号 下田市英語検定受検推進補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明させていただきます。

50ページをお開きください。

議第15号 下田市英語検定受検推進補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

下田市英語検定受検推進補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、実際の事務手続との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次の51ページから60ページまでが今回の改正に係る改め文、61ページから71ページまでが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、61ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

まず第1条中「公益財団法人日本英語検定協会」の次に「(以下「協会」という。)」を加える。

第2条及び第3条それぞれの全文をを次のように改める。

第2条を

「 (定義)

第2条 この要綱において「代表校」とは、下田市立小中学校のうち、英検の準会場(本会場以外において、協会が認めた団体が設置する試験会場をいう。)として登録されている学校をいう。」

とし、第3条を

「 (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、下田市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、英検受検申込みをしたものの保護者(親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を養育している者をいう。)(以下「申請者」という。)とする。」

とするもの。

62ページをお開きください。

第4条第1項中「、予算の範囲内において」を削り、「につき別表に定める額」を「、協会が定める検定料の全額」に改めるもの。

第5条第1項中「権限の一切」を「一切の権限」に、「児童生徒の在籍する下田市立

小中学校の校長」を「代表校の学校長」に、「校長」を「代表校長」に改め、同条第2項中「校長」を「代表校長」に、「保護者」を「申請者」に改め、同条第3項中「校長」を「代表校長」に改め、同項第1号中「受検申込書」の次に「の写し」を加え、同項第2号中「受検者名簿」を「英検受検者名簿」に改め、同項第3号中「前項の」を削るもの。

第6条の見出し中「交付の」を「交付」に改め、同条第1項中「校長」を「代表校長」に改め、同条第2項中「交付の」を「交付」に改めるもの。

第7条中「交付の決定」を「交付決定通知」に、「校長」を「代表校長」に、「被交付決定者」を「交付決定者」に、「補助事業が完了し」を「補助金の交付に係る英検が終了し」に改めるもの。

第8条中「被交付決定者」を「交付決定者」に改めるもの。

第9条中「第6条第1項」を「前条」に、「よる」を「より」に、「交付決定通知」を「交付確定通知」に、「被交付決定者」を「交付決定者」に改めるもの。

第11条中「被交付決定者」を「交付決定者」に改めるもの。

第12条中「交付の」を「交付」に改めるもの。

第13条中「被交付決定者」を「交付決定者」に改めるもの。

64ページをお願いします。

別表を削り、様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第1号については、学校名を代表校に変更するもの。

様式第2号については、1号同様学校名を代表校に変更するもの。

様式第3号については、文言中（不交付）を削除するもの。

様式第4号については、学校名を代表校に変更するもの。

様式第5号については、文体を変更したのみで記載内容に変更はございません。

様式第6号については、学校名を代表校に変更するもの。

様式第7号については、標題中「交付」の次に「決定」を追加するものとなっております。

お戻りいただき60ページ。

附則でございますが、この告示は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 　　ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 　　それでは質疑なしということで、議第15号 下田市英語検定受検推進補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定については、原案のとおり承認となりました。

(8) 議第16号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長 (8) 議第16号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

生涯学習係長 議第16号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明させていただきます。

72ページをお願いします。

議第16号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱(令和6年下田市教育委員会告示第7号)の一部を改正する告示を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱と補助対象要件の整合性を図るものでございます。

こちらについて補足で説明させていただきます。現在スポーツ大会等とスポーツ合宿等それぞれに誘致の制度がございます。共通する条件といたしまして、市内の宿泊施設をご利用いただくことがあります。それぞれ宿泊数の要件の制限に相違がありましたので、一部を改正させていただくものでございます。

73ページが今回の改正に係る改め文となります。

めくっていただきまして74ページが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては74ページをご覧くださいと思います。

まず、第4条第1項第3号中「参加者の半数以上が」及び「大会である」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加えるものでございます。

「(4) 延べ宿泊数(宿泊者数に宿泊数を乗じて得た額をいう。)以下同じ。)が20泊以上であること。」

続きまして、第12条第2項につきましては文言の修正となっております。

お戻りいただきまして、73ページをお願いします。

附則でございますが、この告示は、令和7年4月1日から施行する。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第16号 下田スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定については、原案のとおり承認となりました。

(9) 議第17号 下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長 (9) 議第17号 下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

生涯学習係長 議第17号 下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明させていただきます。

75ページをお願いします。

議第17号 下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱（令和6年下田市教育委員会告示第8号）の一部を改正する告示を別紙のとおり制定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

こちらにつきましては、先程の議第16号が下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱に合わせるものでございますので、こちらの内容については変更ありませんが、今回の改正に合わせて文言等について修正するものです。

76ページ、77ページをご覧ください。

76ページが改め文、77ページが新旧対照表となっております。

まず第3条第2項中「前条第1項第2号」を「次条第1項第3号」に改め、「人数及び」を削り、同条第3項中「関わらず」を「かかわらず」に改めるものでございます。

続きまして第4条第1項第2号中「旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、第3項及び第4項」を「市内に所在する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項まで」に改め、「市内の」を削る。

続きまして第6条中「第4条」を「第4条第1項第3号」に改める。

第11条第4号中「前各号」を「前3号」に改めるものでございます。

第13条につきましては「概算払い」を「概算払」に改めるものでございます。

附則でございますが、この告示は、令和7年4月1日から施行する。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第17号 下田市スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定については、原案のとおり承認となりました。

(10) 議第18号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について

教育長

(10) 議第18号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長

議第18号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について説明させていただきます。

79ページをお願いします。

議第18号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について

下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、県通知の発出に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次の80ページから85ページまでが今回の改正に係る改め文、86ページから90ページまでが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、86ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

まず、第17条に第4項「校長は、校務運営上の都合により臨時的に通常の勤務開始時刻及び終了時刻の変更を実施するときは、勤務時間帯の変更実施簿（様式第42号の2）を作成し、当該職員に周知しなければならない」を加え、90ページをお開きください。90ページに記載の勤務時間帯を変更するための様式第42号の2を新たに追加するものでございます。

次に、別表第3を次のように改めるもの。

別表3のうち区分1、区分2において「～何日以下、未滿」の表現を「何日を超えない」に変更するもの。区分2、区分3、区分4の添付する書類のうち、所定様式であった診断書の様式を任意様式に変更するもの。様式を任意様式に変更したことから添付すべき書類が同一となった区分3及び区分4の文言を統合し、区分3を新たに定めるもの。

88ページをお開きください。

別表第4の1の項中備考欄「。左記指定様式に2名の医師による連記の診断書」を削り、同表の2の項中「) に」を「に」に改める。

89ページをご覧ください。軽微な字句の修正ではございますが様式第42号注書き2「半日勤務時間の」の次に「勤務時間の」を追加するものです。

お戻りいただき85ページ。

附則でございますが、この訓令は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第18号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり承認となりました。

(11) 議第19号 下田市学校教育の基本方針について

教育長 (11) 議第19号 下田市学校教育の基本方針についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育課参事 議第19号 下田市学校教育の基本方針について説明させていただきます。

91ページをお願いします。

議第19号 下田市学校教育の基本方針について

下田市学校教育の基本方針を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、令和7年2月26日の総合学校教育会議での令和7年度下田市学校教育の基本方針の承認を求めるとでございます。

議第19号 議案説明資料 令和7年度 下田市学校教育の基本方針（案）をご覧ください。

こちらが2月26日の総合学校教育会議の際、作成した内容になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第19号 下田市学校教育の基本方針については、原案のとおり承認となりました。

(12) 議第20号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 (12) 議第20号 要保護及び準要保護児童生徒の認定についてを議題とします。
本件は個人情報を含むため、非公開での審議をお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議第20号 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、非公開で審議を行うこととします。

～非公開審議～

教育長 異議なしとのことで、議第20号 要保護及び準要保護児童生徒の認定については原案のとおり承認することに決定しました。

6 事務局より報告事項

教育長 続いて事務局から協議報告事項がありましたらお願いします。

生涯学習課長 下田まちじゅう図書館「カマヤ まち図書館」オープニングセレモニーの開催について

下田まちじゅう図書館事業の「まちの図書館」として、新たに登録がありましたので報告します。

- ・登録番号は7番
- ・名称は「カマヤ」まち図書館
- ・館長名は杉山裕子
- ・所在は下田市二丁目 おそーざいC A F E カマヤ 内
- ・業種はお惣菜の販売、レストラン・カフェ
- ・特色は絵本、児童書、趣味、下田の歴史本等を配架
- ・カマヤまち図書館を含めまち図書館は現在市内に6館

下田市立図書館 移動図書館車 お披露目式について

- ・令和7年3月28日(金)13時30分～ 下田認定こども園にてお披露目式を行います。
- ・令和7年度は高齢者の学び場である寿大学やこどもが集まるイベントなどに参加しつつ移動図書館の周知に努めて参ります。
- ・各地区や学校等と調整しながら効率的、効果的な運行計画を作成し、活用していきたいと考えております。

教育長 その他ございますでしょうか。

学校教育課長 3月市議会での学校教育課の質疑回答について報告

・柏谷議員

質問 教員が避難所運営に駆り出されてしまうことのないよう対応してほしい。

回答 市としても子ども達が最優先なので、避難所運営は地域が担い足りない部分は教員にサポートしてもらおうなど防災安全課と協力しながら、訓練実施等、連携して進めていく。

・土屋仁議員

質問 避難所としての学校体育館への空調設備整備について、新たに創設された空調設備整備臨時交付金を使い各学校で空調設備を整備してほしい。

回答 防災安全課と連携しながら、財源及び維持管理の面も含めて、検討していきたい。

質問 不登校児童生徒の現状と課題、支援の取組について

回答 教育長から現状を説明した。対象者となる児童生徒の保護者に対し、個別での案内としてバーチャルスクールの案内をするなど対応している。

・天野議員

質問 避難所・体育館の空調設備について、災害時はガスが有効なため下田中学校にガスの空調設備を整備してほしい。

回答 防災安全課と連携しながら、財源及び維持管理の面も含めて、検討していきたい。伊豆市や長泉町が体育館にガスの空調設備を整備しているため、参考にしながら小学校でもできるところからスポットクーラーの導入など予算との兼ね合いもみながら検討していきたい。

・沢登議員

質問 物価高騰から暮らしを守る緊急対策について、給食費はどうなるのか。

回答 臨時交付金を活用し、こども達の給食費に関しては値上げをしない。

質問 通学費補助についてはどうか。

回答 高校生への通学費補助については、現在幅広く意見を聞いているところであり今後も慎重に検討していく。

・鈴木孝議員

質問 下田保育所の津波避難計画と認定こども園との統合の見通しは。下田保育所については春日山に避難することとしているが、早急に認定こども園との1園化を目指してほしい。

回答 令和8年度からのスタートを目標としているが、遅くとも令和9年度までには、下田認定こども園への1園化を目指したい。

質問 1園化に合わせて休日保育を実施したほうがいいのではないか。

回答 休日保育については、今後、統合に伴う保育士の配置状況や、民間保育所の意向等も踏まえ、保育サービスの充実について検討していく。

質問 学校図書室の現状と課題について。

回答 学校図書室については現状を報告し、学校司書を1名増員してほしいという意見も受けているので充実できるよう頑張っていきたい。今年度図書室に空調設備を整備したので、こども達も喜んでいるのではないか。

・浜岡議員

質問 シニアも活躍する明るく楽しく前向きなまちづくりについて。小中学生の参加するボランティアについてポイント制度を導入したらいいのでは。

回答 こども達に関しては公共の精神を養うとともに、経験としてのボランティア活動への参加についても、小中学校で取り組んでいるところ。

生涯学習課長 3月市議会での生涯学習課の質疑回答について報告

・沢登議員

質問 南伊豆町教育委員会でウミガメ保護条例を制定している。下田市ではどうか。

回答 海岸の美化保全、環境を守ることが目的なのか、ウミガメを守ることが目的なのかの整理もできていないので、まずは環境についてこども達に学んでもらう機会を増やしていきたい。

・江田議員

質問 まちづくりにおける敷根公園の位置づけについて。敷根プールを学校やこども達にもっと活用してほしい。

回答 敷根公園とスポーツセンター等を一括して管理してスポーツにおけるまちづくり、地域活性化を進めていきたいが、昨今の財政難を鑑み公共施設の在り方等整理しながら検討していきたい。

教育長 議会については以上です。議会に関して何かご意見ご質問等ございますか。
ないようですので、その他いかがでしょうか。

課長補佐兼 第3次下田市子ども子育て支援計画について

こども育成係長 ・パブリックコメントを実施し、2月27日に第5回下田市子ども子育て会議を開催し委員の皆さんからご意見をいただいた。

・現在計画書及び概要版を作成中。出来上がり次第教育委員の皆様にも配布いたします。

・令和7年度からは第3次下田市子ども子育て支援計画に基づいて子育て支援を進めていきます。

下田市地域子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について及び下田市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

・2件とも児童福祉法に基づく事業で、変更にあたっては市長決裁ということで教育委員会の承認を求めるものではないが、比較的大きな変更ということで教育委員会へ報告した方がよいと判断し、報告する。

下田市地域子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

・下田市地域子育て支援センターについて、現在例規上、土曜日は閉所となっている。

・令和5年と6年の2年間は試験的に隔週開所として実施した。仕事等で利用できない保護者の触れ合いの場として活用していただいた。

・利用者の声を受けて、令和7年4月1日から土曜日の隔週開館を制度上整えたいということで整備をした。

下田市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

・放課後児童クラブは現在6箇所で開催しているが、少子化の進行の中で財政的にも見直しが必要。

・現在下田小、稲生沢小、朝日小の3箇所で開催している土曜日保育を令和7年度から下田小学校放課後児童クラブ1箇所に集約する。

・合わせて土曜日保育の保育料を現在の月額保育料に含まれる形から土曜日保育の保育料として別徴収する形に変更する。

教育長

今の説明について質問事項等ありましたらお願いします。

佐藤委員

働く保護者が増えるなかで平日の放課後利用する子どもが増えるのではないのでしょうか。実際に利用する子どもは増えているのでしょうか。定員の関係で利用できない子どもがいるのではないのでしょうか。

課長補佐兼

利用者数は横ばいで一定の利用があります。定数を減らすものではありません。

こども育成係長

なるべく6クラブを継続していきたいと考えています。大賀茂小についてですが、10人を超えないと国の補助金をもらえないため、独立は難しい状況です。現在の朝日小と大賀茂小の合同での運営を継続していきたいと考えています。

一方で今年も朝日小で35人の定員を超え利用制限をかけさせていただいた状況があります。やはり必要な事業で減らないものだと考えています。

佐藤委員

人件費がかかって非常に大変だとは思いますが、働く保護者の方が増えていくのではと思いますので予算の確保をお願いしたいです。

教育長

子どもは減っていても利用率は増えています。

佐藤委員

高学年でも利用したいという子どもが増えていくのではないかと思います。そういった時に利用したくても人数の関係で利用できない、ということが無いようにしていただきたいです。

教育長

放課後児童クラブも現場は大変なので、小学校の先生にも現場をみていただくなど放課後児童クラブの先生方とコミュニケーションをとっていただくことが必要という話もしています。

他にはいかがでしょうか。

西川委員 土曜日の利用が3クラブ合わせて20人ほどで入れないということはないのでしょうか。

課長補佐兼
こども育成係長 現状3クラブの利用を合せても20人程度。保護者に就労証明を求めている中で40人程度までは受け入れ可能、その半分以下の利用であろうということで集約化に踏み切りました。

教育長 その他ご意見ご質問等ございますでしょうか。
ないようですので、以上で協議報告事項を承認とさせていただきます。

7 その他

・地域活性化起業人吉田氏からの報告

令和6年度は下田小と下田中を中心に活動した。なわとびカードを電子化、会議の文字起こしや、Googleアカウントを活かしきれるようストレージを移すなど様々な活動を行った。

令和7年度は小中学校に一人ずつICT担当の先生がいるのでそちらの先生方と部会を作りこんなツールを使いたい、こういう使い方をしたい、など課題を解決できるよう努めていきたい。

- ・教育委員会4月定例会を4月30日（水）13時30分から開催。会場は下田市立中央公民館大会議室。
- ・異動者の挨拶

8 閉会

3月定例会 3月24日（月）13時30分開会。

教育長 15時55分に閉会を宣す。

会議録署名人